

第3期昭島市障害福祉計画の各施策における実施状況及び評価状況

資料2-3

1 実施状況・評価結果概要

この施策については、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」にあたるもので、110項目（再掲4項目を含む）の設定を行っている。
 各施策の実施状況や評価については、昭島市障害福祉計画策定等庁内検討委員会委員や施策に関係する所属の職員により行うとともに、評価結果については、実施により有効・概ね有効と評価した施策が約75%、実施しているが課題が残るや利用実績がない施策が約12%、一部実施や未実施の施策が約10%となっている。
 第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）の策定時においても、一定の評価等を行い施策を決定した経過があり、継続して実施する施策も多数あることから、各施策について、施策の対象となる人にとって有効となるよう、計画の達成に向け更に推進する必要があると思われる。

2 評価結果一覧

施策名	施策数	評価結果								備考	
		A	B	C	D	E	F	—	計		
自立支援サービスの充実	自立のための居宅生活支援サービスの充実	7	6			1				7	
	日中活動の場の整備	5	5							5	
	住まいの場と夜間におけるサービスの提供	3	2	1						3	
	相談支援の充実	4		2	2					4	
	地域生活支援事業等の実施	10	8	1		1				10	
	地域活動支援センター事業	1		1						1	
保健医療の充実	保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	4		4						4	
	安心できる保健医療の体制づくり	3	1	2						3	
社会的自立への支援	バリアフリーの促進	4	1	2				1		4	
	啓発活動の充実	5	1	1	1			2		5	
	情報提供の充実	7	1	3				3		7	
	多様な社会参加の推進と生涯学習の充実	4		2	1			1		4	
	生活圏域の拡大	6	4	1	1					6	再掲4施策を除く
	災害時要援護者対策の推進	2		1	1					2	
	緊急時援護システムの充実	5	1	3	1					5	
自立に向けた基盤の整備	就学前教育（療育）・保育の充実	3		3						3	
	学校教育の充実と学齢期後に向けた支援	8	7	1						8	
	雇用の促進と就労機会の拡大	7		4.5	1.5			1		7	
	地域生活を支える福祉サービスの充実	6	4		1	1				6	
	福祉人材の養成と活用	5	1	4						5	
施策の推進体制の整備	推進体制の整備	5		1			1		3	5	
	計画の評価	2					1	1		2	
合計		106	42	37.5	9.5	3	2	9	3	106	再掲4施策を除く
構成比		—	39.6%	35.4%	9.0%	2.8%	1.9%	8.5%	2.8%	100.0%	

【実施状況・評価】 A：実施（有効） B：実施（概ね有効） C：実施（課題等が残る） D：実施（利用実績なし） E：一部実施 F：未実施

第3期昭島市障害福祉計画の各施策における実施状況一覧

第4章 自立支援サービスの充実

第1節 居宅生活支援サービス

1 自立のための居宅生活支援サービスの充実

【実施状況・評価】
 A：実施（有効） B：実施（概ね有効） C：実施（課題等が残る）
 D：実施（利用実績なし） E：一部実施 F：未実施

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期）期間内における方向性
1	居宅介護	居宅における入浴、排泄、食事等の介護サービスの提供を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：20,403時間 延べ利用人数：1,811人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
2	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害者を対象に、居宅における入浴、排泄、食事、外出時の移動介護サービスを行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：42,117時間 延べ利用人数：257人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
3	行動援護	行動に著しい困難がある知的障害者、精神障害者に対して、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：3,864時間 延べ利用人数：262人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
4	同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：10,705時間 延べ利用人数：448人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
5	重度障害者等包括介護	常時介護を要とする障害のある人の中でも最重度の障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人を対象に、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：0時間 延べ利用人数：0人	D	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
6	児童発達支援	施設に通所し、日常生活における基本動作の訓練や集団生活の適応訓練などを行います。また、平成24年4月からは、児童福祉法に基づくサービスとして実施します。		障害福祉課	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 延べ利用日数：10,929日 延べ利用人数：1,065人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
7	短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、施設での入浴、排泄、食事等のサービスを提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：2,341日 延べ利用人数：493人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

↑
 ※第4期障害福祉計画に掲載のない
 施策については、斜線としている。

第2節 日中活動支援サービス

1 日中活動の場の整備

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期）期間内における方向性
8	療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：6,181日 延べ利用人数：204人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
9	生活介護	常に介護を必要とする障害のある人に、通所により、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：35,922日 延べ利用人数：1,875人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
10	自立訓練	自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練) 延べ利用日数：2,397日 延べ利用人数：174人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
11	就労移行支援	福祉・教育・就労支援機関が連携して、障害に応じた職業訓練、職業能力の開発・向上、情報提供等を通して、一般就労を希望する障害のある人を支援します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数：3,587日 延べ利用人数：230人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
12	就労継続支援	一般就労に結びつかない人に、就労の機会を提供し、雇用契約に基づく支援を行います(A型・雇用型)。また、一般就労やA型での就労に適応できない人に、継続的な就労機会を提供し、生産活動にかかる知識および能力を向上し、維持することを支援します(B型・非雇用型)。東京都の「工賃倍増5か年計画」については、作業所等経営ネットワーク支援事業補助金活用などの研究を行っていきます。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 A型 延べ利用日数：3,993日 延べ利用人数：208人 B型 延べ利用日数：42,726日 延べ利用人数：2,806人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

第3節 夜間居住支援サービス

1 住まいの場と夜間におけるサービスの提供

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期）期間内における方向性
13	共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)の活用	数人での生活が営める知的障害者や精神障害者を対象にした、生活の場の確保と自立支援のためのグループホーム・ケアホームの利用を支援します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数：22,526日(ほかケアホーム：1,502日) 延べ利用人数：806人(ほかケアホーム：52人)	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
14	施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等を提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：25,037日 延べ利用人数：862人	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
15	地域移行・地域定着支援	施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう住居の確保や新生活の準備等の地域移行支援を行います。また、施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の地域定着支援を行います。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 地域移行支援 延べ利用者数：9人 地域定着支援 延べ利用者数：5人	B	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

第4節 相談支援サービス

1 相談支援の充実

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
16	指定特定相談支援事業者による利用計画作成の支援	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用するために、利用計画の作成を支援します。		障害福祉課	相談支援事業所(8事業所)と年6回の相談支援事業所連絡会を開催し、情報交換・情報提供や研修を行った。 平成27年3月末時点でのサービス計画相談実績 サービス等利用計画 対象752人 作成済550人 73.1% 障害児支援利用計画 対象122人 作成済122人 100.0%	B	特定指定相談支援事業所との連携を図り、情報提供や情報共有に努めるとともに、平成27年4月より作成は必須となるため、サービス等利用計画の作成が必要な方に対して、必ず作成するように努める。
17	相談支援事業の実施	本人及び家族の支援のため、相談支援事業等を指定特定相談支援事業者等に委託し、情報提供や権利擁護に必要な援助を行う等、自立した日常生活・社会生活を支援します。知的障害のある人・発達障害のある人・高次脳機能障害のある人等への支援の強化を図ります。		障害福祉課	社会福祉法人・NPO法人に委託し、2か所の事業所で実施した。 (地域活動支援センターでの相談は除く。) 相談件数 4,483件	B	引き続き、市が関係機関、障害福祉サービス事業者などと有機的な連携を図り、相談支援事業所を軸として、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
18	相談業務間の連携強化	介護、住宅改造、生活扶助等について、他の相談業務との連携を強化し、サービス向上に努めます。	生活福祉課 介護福祉課 都市計画課	生活福祉課	相談者の相談内容を把握し、関係各課へ情報提供や繋げるとともに、必要なサービスを提供することができるよう情報を共有することに努めたが、窓口の案内だけになってしまうことがあった。	C	
				都市計画課	関連部署との業務の住み分けが明確でないため、適切な対応ができないことがあった。	C	
19	職員研修の充実	相談窓口等における職員の相談対応能力向上を図るための職員研修の充実に努めます。	職員課	職員課	職員の相談対応能力の向上につながる専門的な研修に係る情報提供を行うとともに、窓口等での対応能力を向上させるため、接遇研修並びに接遇向上研修を実施している。	C	

第5節 地域生活支援事業等

1 地域生活支援事業等の実施

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
20	補装具給付事業	障害のある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入または修理に要した費用(基準額)から所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として支給します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(補装具)事業 成人 交付 135件・修理 93件 児童 交付 67件・修理 31件	A	障害者総合支援法に基づき、適切な給付に努める。
21	日常生活用具給付事業	市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 給付件数 2,260件	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な給付に努める。
22	コミュニケーション支援事業	手話通訳者を養成、派遣することで聴覚・言語障害者のコミュニケーションを支援します。要約筆記者派遣についても実施しています。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 派遣回数 192回	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な実施に努める。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期） 期間内における方向性
23	移動支援事業	障害のある人の外出の援助をするためのガイドヘルパーを派遣します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数 879人 延べ派遣時間 9,497時間	B	利用範囲や利用時間等の拡大についての要望等はあるが、第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な給付に努める。
24	巡回入浴事業	家庭での入浴が困難な重度心身障害者に巡回入浴サービスを実施します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 利用人数 12人 延べ派遣回数 693回	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な実施に努める。
25	更生訓練等給付事業	障害のある人の社会復帰を促進するため、入所施設等において機能訓練等を実施します。		障害福祉課	平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置期間（5年間）の対応を予定していたが、対象者はいない状況であった。	D	
26	心身障害者自動車等ガソリン費助成事業	障害のある人が日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用のうち税額相当額を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（300/月（ガソリン56円/ℓ、軽油33円/ℓを上限として、年4回（3月単位）、対象者に対して現金（口座振込）で給付） 登録者数 1,028人 延べ受給者数 2,119人	A	引き続き、心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、現金（口座振込）方式により給付する。
27	自動車運転教習費助成事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（1件/123,600円～164,800円の範囲内で助成） 助成件数 1件	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な給付に努める。
28	身体障害者自動車改造費助成事業	重度の障害のある人が就労等のため自動車を購入する場合、その自動車を障害のある人向けに改造する経費の一部を助成します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業（1件/133,900円を上限として助成） 助成件数 3件	A	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な給付に努める。
29	言語機能訓練事業	言語の障害のある人のコミュニケーションの改善を図るため、言語聴覚士による指導・訓練・家族への助言を行っています。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数 259人	A	言葉に障害を持つ人に対し、コミュニケーションの改善を図るため、引き続き、社会福祉法人に業務委託するなかで実施する。

2 地域活動支援センター事業

30	地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動、交流活動など、様々な活動の機会を提供します。		障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 相談件数 5,490件 オープンスペース 開設日数 255日 利用者数 2,033人 グループ活動 実施回数 174回 利用者数 728人	B	第4期計画期間の見込量を考慮するなかで、適切な給付に努める。
----	--------------	----------------------------------	--	-------	--	---	--------------------------------

第5章 保健医療の充実

第1節 障害の予防と早期発見

1 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期）期間内における方向性
31	各種健康診査の実施	妊産婦及び乳幼児の疾病や異常の早期発見、生活習慣病の早期発見と適切な指導を行うための健康診査、がん検診等を実施します。	健康課 保険年金課	健康課	母子保健法に基づく妊娠届件数は948件となっており、妊婦健康診査の延べ受診人数は9,644人、85.3%となっている。乳幼児健康診査として、4か月児検診、6か月児検診、9か月児検診、1歳6か月児検診、3歳児検診などを実施し、受診率は概ね90%以上となっている。	B	引き続き、昭島市医師会などの関係機関と連携を図りながら、健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見、生活習慣病の早期発見と適切な指導に努める。
32	保健相談・指導の実施	障害の早期発見と対応までの保健相談・指導による支援に努めます。また、児童相談所等と協力して虐待防止に努めます。	健康課 子ども育成課	健康課	母子保健法に基づく乳幼児発達健康診査 136人 乳幼児経過観察健康診査 176人 心理フォローグループ (こあら 445人・すくすく 552人・のびのび 254人)	B	引き続き、関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見と対応に努める。
				子ども育成課	虐待ケースや育児不安等がある場合、子どもの発達に課題があることが多いため、保護者や所属機関から相談を受けたときに様々な角度から状況を把握し、関係機関と連携しつつケースワークに努める。	B	相談を受け付けた全ケースについて、家族状況や所属機関での様子等の聞き取り調査を行い、受理・支援会議において、ケースの問題点を明確にし、ケースワークを行っているが、親へのフォローを充実させることが課題となっている。
33	障害児の親へのカウンセリング体制の充実	障害のある子どもを持つ保護者からの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。療育機関等へつながった後も、保健師による相談支援等のサポートを継続して行います。	健康課	健康課	保健師による電話相談、窓口対応を実施し、継続支援が必要なケースについては、地区担当保健師による個別対応を行っている。	B	引き続き相談者に寄り添い、適切な療育支援に努める。
34	精神障害者一般相談事業の実施	精神障害者の早期治療と社会復帰のため、保健所と連携しながら、専門医や保健師等による相談・指導を実施します。		障害福祉課	正職員1人・嘱託職員2人（各週3日勤務）の保健師において、午前9時から午後5時まで相談等に対応している。 延べ利用人数（嘱託職員） 388件	B	相談内容の多様化や相談件数の増加に伴い、相談体制の充実が課題となっている。また、引き続き、生活、医療、福祉制度など相談や助言を行うとともに、アルコールなどの専門相談などは多摩立川保健所との連携を図る。

第2節 医療体制の充実

1 安心できる保健医療の体制づくり

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期）期間内における方向性
35	自立支援医療の実施	更生医療、育成医療、精神障害者通院医療費公費負担制度を心身障害者医療費助成制度（マル障）とあわせて一つの制度として実施します。		障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 更生医療給付対象者数 54人 育成医療給付対象者数 12人 精神通院受給者証所持者数 1,728人	A	引き続き、更生医療、育成医療については、適切な医療費助成に努めるとともに、精神通院の申請受理手続についても適切な事務手続に努める。
36	医療機関との連携	医療や看護、相談の支援を必要とする障害のある人に対し、医療機関や訪問看護ステーションが連携を図り、サービスの提供や調整・相談を行います。また、関係機関と連携して、虐待の早期発見に努めます。	健康課	健康課	未熟児養育医療費助成制度の利用申請時に保健師が面接し、早期に児の状態を把握している。退院時、退院後、関係機関とカンファレンスを実施するなど、地域生活支援にむけたサポート作りを行った。 未熟児養育医療給付件数 20人	B	引き続き、未熟児養育医療の適切な給付に努め、医療機関や在宅関係機関との連携を図り、未熟児の状態把握と保護者の不安に寄り添った対応に努める。
37	障害者歯科医療連携事業の実施	障害のある人が容易に歯科治療を受けられるように、訪問治療等、歯科医との連携を図ります。	健康課	健康課	障害者等歯科医療支援事業費 歯科診療件数8件	B	引き続き、障害者等歯科医療支援事業の適切な利用が図れるよう対応を行う。

第6章 社会的自立への支援

第1節 バリアフリー社会の実現

1 バリアフリーの促進

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
38	バリアフリー総合基本計画の策定・推進	バリアフリー社会の実現を図るために、「バリアフリー総合基本計画」を策定します。	生活福祉課 都市計画課 地域開発課 建設課 建築課	生活福祉課	ユニバーサルデザインの理念を取り入れた計画とすることから実施に至っていない。	F	バリアフリー新法、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた基本構想の策定に向けた調査・研究を行う。
39	地域福祉権利擁護事業	障害のある人や高齢者の権利を擁護するため、都や社会福祉協議会等、関連機関と連携し、福祉サービスや日常生活上の手続き支援、日常的な金銭の管理、重要書類の預かり等の支援を行い、地域での自立した生活を幅広くサポートします。	生活福祉課 介護福祉課	生活福祉課	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、権利擁護等に関する相談等に応じた。	B	引き続き、継続して実施するため、社会福祉協議会の体制の維持を図る。
40	重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成事業	重度の障害のある人の日常生活の利便性を図るため、居住する住宅設備の改善費用を助成します。		障害福祉課	対象者に対して、中規模改修641,000円・屋内設備(機器本体979,000円・設置費373,000円)を上限として助成を行う。 助成件数 2件	A	引き続き、市要綱に基づき助成を行う。
41	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人や高齢者を保護するため、成年後見利用支援制度の利用促進を図ります。	生活福祉課 介護福祉課	生活福祉課	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、成年後見制度に関する相談等に応じている。また、市長申立に関する事務に関しては、生活福祉課において実施した。	B	引き続き、継続して実施するため、社会福祉協議会の体制維持に努める。市長申立が必要なケースについては、迅速な事務執行に努める。

2 啓発活動の充実

42	インターネット等による啓発活動	インターネット等の広報手段や、イベント等の機会を通じ、障害者福祉に関する啓発活動に努めます。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課	障害福祉課	平成26年10月から昭島市公式ホームページをリニューアルし、「福祉のひろば」内に「障害のある方への支援」に関するページを開設した。 「障害者自立支援推進協議会」・「障害施設等からの物品等の調達方針」・「ヘルプカード・ヘルプマーク」などのページを新たに開設した。	C	障害福祉分野に関する制度改正が行われるなかで、リアルタイムで分かりやすい情報の提供に努める。
43	用語の検討	制度・施策等に関する表現について検討を行います。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課	障害福祉課	具体的な検討項目が不明のため、実施していない。	F	
44	各種フェスティバルを通じた障害福祉の啓発	健康フェスティバルなど各種フェスティバルを通じて、障害のある人に対する理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	生活福祉課 介護福祉課 健康課	障害福祉課	健康フェスティバルなどの各種フェスティバルを通じての啓発活動は、特に実施していない。	F	障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深める啓発活動の手法について、各種イベントでの活動に留まらず、ホームページ等の媒体も含め、有効的な手法について検討が必要と思われる。
45	ふれあい交流事業	障害のある人とない人との相互理解を深めるための様々な交流の場を提供し、事業の充実を図ります。	市民会館・公民館	市民会館・公民館	障害のある青年の交流講座(創作活動、料理づくり、ハイキング、スポーツなど)を通年で実施し、健全青年と交流することで相互理解を深めた。 開催回数 26回(公民館や周辺施設で実施) 参加者数 30人	A	課題として、障害福祉に関する専門的知識が求められる場合や支援する人材が不足していることがあげられるが、引き続き、障害のある人への交流の場の提供に努める。
46	人権擁護意識の普及啓発	障害のある人を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指し、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書広報課	秘書広報課	市民ロビーでのパネル展や青少年フェスティバルでの啓発活動などを実施した。また、人権擁護委員による「人権身の上相談」を月1回実施している。	B	引き続き、人権意識の更なる普及啓発に努める。

3 情報提供の充実

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
47	点字・声の広報の発行	視覚障害者に行政情報の円滑な提供を図るため、点字広報及び声の広報の発行を促進します。また、障害のある人に対する多様な広報を検討します。	秘書広報課 議会事務局	秘書広報課	・点字広報は、毎月発行しており、平成27年6月現在5人の利用者に送付するとともに、閲覧用として市民図書館に置いている。 ・声の広報は、「広報あきしま」の発行(年間22回)に合わせ、全文を音訳したデジ版を発行しており、平成27年6月現在、28人の利用者となっている。	B	引き続き、点字広報、声の広報の発行を行う。また、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
				議会事務局	・点字市議会だよりは、「市議会だより」の発行(年間4回)に合わせ、発行しており、平成27年6月現在、3人の利用者に送付するとともに、閲覧用として市民図書館と社会福祉協議会に置いている。 ・声の市議会だよりは、「市議会だより」の発行(年間4回)に合わせ、全文を音訳したデジ版を発行しており、平成27年6月現在、21人の利用者に送付するとともに、閲覧用として市民図書館と社会福祉協議会に置いている。	B	引き続き、点字・声の市議会だよりの発行を行う。また、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
48	点字図書・録音図書の充実	視覚に障害のある人が気軽に読書ができるように、点字図書、並びに録音図書の充実を図ります。録音図書のデジタルCD化に着手しています。また、対面朗読や大活字本の貸出、障害者用資料の蔵書数の拡大を図ります。	市民図書館	市民図書館	普通出版物では読むことのできない人に対し、点字図書や図書をカセットテープに録音した録音図書(平成21年度からデジ(録音図書のCD版)の作成も開始)の貸出を行っている。 ・点字図書蔵書数:45タイトル 84冊 ・録音図書(テープ)蔵書数:471タイトル 2,831巻 ・デジ図書(CD版)蔵書数:120タイトル 120枚 ・貸出数 319タイトル ・録音雑誌(テープ)蔵書数:1タイトル 252巻 ・貸出数 47タイトル ・障害者用市販録音テープ蔵書数 390巻 ・大活字本 2,448冊 ・対面朗読 102回(延べ292時間)	A	障害者に対するサービスの充実を図るため、引き続き、蔵書数の拡大を図る。
49	メディアコンバート体制の推進	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の特性に応じて情報の形式を置き換えられる体制の整備に努めます。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課	生活福祉課	昭島市公式ホームページの更新(平成26年10月)に伴い、福祉の観点から形式のあり方等について検討をした。	B	秘書広報課、情報推進課が中心となり、メディアコンバート体制の整備を進める。
50	広報・インターネットの活用	広報・インターネットを通じ、障害のある人へ福祉サービス情報等を提供します。提供する情報は、わかりやすい表現を心がけます。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課	秘書広報課	「広報あきしま」の字体については、ユニバーサルデザインのフォントを使用するほか、障害の特性により見えにくい色の配置を避けるとともに、職員間で分かりやすい表現を検討するなど、読みやすい紙面作りを心がけている。	B	引き続き、継続して実施する。
				生活福祉課	「広報あきしま」には「福祉・健康に関するページ」やホームページには福祉に関する情報を一元化した「福祉のひろば」を設けており、分かりやすい情報の提供に努めた。	B	引き続き、継続して実施し、分かりやすい情報の提供に努める。
51	福祉総合システムの活用	保健福祉の情報を一元管理している福祉総合システムを活用し、様々な情報提供を行います。	情報推進課 生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保険年金課 健康課	生活福祉課	福祉総合システムを活用するなかで、各種申請等における手続上の、利便性や効率性を図ることはできたが、システム機能の観点からも情報提供を行うことには結びついていない。	F	
52	福祉ガイドブックの作成・充実	知的障害のある人向けの福祉ガイドブックの早期作成を図るとともに、身体障害・精神障害のある人向けの福祉ガイドブックについても掲載内容の充実を図ります。	生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保険年金課 健康課	障害福祉課	身体障害者手帳ガイドブック・愛の手帳ガイドブックについては、一定の改訂を行ったが、福祉ガイドブックの作成には至っていない。	F	福祉ガイドブックの作成方法や掲載内容等も含め、作成に向けた検討が必要と思われる。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
53	市職員に対する手話研修の実施	研修の実施に努めます。	職員課	職員課	手話の出来る職員は数名はいるが、手話研修を開催するまでには、至っていない。	F	

第2節 社会参加の推進

1 多様な社会参加の推進と生涯学習の充実

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
54	社会参加の力をつけるための支援	障害のある人が地域の一員として生活していけるよう、日常相談やサービス利用の相談等について個別に支援します。	生活福祉課 市民会館 公民館	障害福祉課	障害のある人に対する一般相談や民生委員等による相談体制は構築しているが、社会参加の力をつけるための支援については、具体的な実施項目が不明となっている。	F	
55	文化活動支援	障害のある人もない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、障害のある人の文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館	市民会館・公民館	障害のある人もない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを実施した。	B	課題として、障害福祉に関する専門的知識が求められる場合や支援する人材が不足していることがあげられるが、引き続き、障害のある人への文化活動の支援に努める。
56	投票支援	障害のある人の投票への参加を支援するため、期日前投票制度や点字・代理投票制度を実施します。また、各投票所でのバリアフリー化対策として、スロープの設置や段差解消のほか、声の広報の作成を行います。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	各選挙において、従前から期日前投票制度、点字・代理投票制度、指定施設における不在者投票制度及び郵便投票制度等を実施している。また、各投票所でのバリアフリー化対策として、スロープの設置や段差解消、記載台に杖置き設置のほか、声の広報の作成を行った。	B	引き続き、点字・代理投票制度や各投票所のバリアフリー化、声の広報についても実施する。
57	レクリエーション等への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加支援について、関係課の連携ができるような実施体制の構築に努めます。	生活福祉課 市民会館・公民館	障害福祉課	昭島チャレンジデー（住民参加型のスポーツイベント）の実施の際、障害者通所施設や地域活動支援センター利用者へ参加を呼び掛けるとともに、講師を派遣し、障害者を対象として軽体操を実施した。	C	引き続き、昭島チャレンジデーには参加を呼び掛けるとともに、レクリエーション活動への参加支援について一過性ではなく継続した参加への取り組みが必要だと思われる。

2 生活圏の拡大

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
58	心身障害者用自動車運行事業（くじら号運行事業）	車いすのまま乗車できる心身障害者用自動車（くじら号）の運行事業を行います。		障害福祉課	心身障害者用自動車（くじら号）を2台、運行業務委託をするなかで実施した。 延べ利用者数 850人	C	心身障害者用自動車を2台運行しているが、一定の待機時間があることから、利用者の更なる利便性の向上を図るため、運用方法について検討が必要と思われる。
59	福祉有償運送事業の実施	より使いやすく、少ない負担ですむ（有料）運送サービス事業の支援に努めます。	生活福祉課	生活福祉課	市内福祉有償運送事業者について、運営の支援を行った。	B	引き続き、利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業（高齢者・障害者移送サービス）を維持するよう努める。
61	心身障害者福祉タクシー利用助成事業	電車やバス等の交通機関の利用が困難な重度の障害のある人がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成します。		障害福祉課	1人、年間20,000円（前期・後期とも10,000円が上限）を限度として、対象者に現金（口座振込）で給付する。 登録者数 983人 延べ受給者数 907人	A	引き続き、心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、現金（口座振込）方式により給付する。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
65	身体障害者有料道路割引証発行事業	身体障害者手帳を所持している障害のある人に対して有料道路の割引証を発行します。		障害福祉課	3か所の窓口 (市役所・保健福祉センター・東部出張所) において、対象者に対して有料道路割引に関する申請手続を行う。 申請件数 449件	A	
66	都営交通無料乗車券発行事業	都内に居住する障害のある人及び戦傷病者に都営交通の無料乗車券を発行します。		障害福祉課	東京都交通局発行の都営交通無料乗車券について、3か所の窓口 (市役所・保健福祉センター・東部出張所) において発行手続を行う。 発行件数 211件	A	引き続き、対象者に対して、3か所の窓口において発行手続を行う。
67	心身障害者民営バス割引証の交付	障害のある人に対して民営バスの普通乗車券または定期乗車券の割引証を交付します。		障害福祉課	東京都福祉保健局発行の民営バス割引証について、対象者に対して、市役所で交付している。 交付枚数 38枚	A	引き続き、対象者に対して、市役所において交付を行う。

第3節 安全・安心の確保

1 災害時要援護者対策の推進

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
68	災害ボランティア (NPOとの連携)	自治会、ボランティア組織、NPOなどと連携し、防災マニュアルを作成するなど災害時における障害のある人の避難、救助・支援体制の整備を図ります。	防災課 生活コミュニティ課 生活福祉課	防災課	社会福祉協議会においてマニュアルを作成しており、マニュアルに基づく訓練について、防災課も視察を行っている。また、平成26年度昭島市総合防災訓練においてもボランティアセンターを立ち上げ訓練を実施した。	B	訓練の実施及び検証・修正を継続的に実施することが重要となっている。
				生活コミュニティ課	各自治会において、自主防災マニュアルの策定を進めており、その中で災害時要援護者の避難誘導方法等について定めている。	B	自治会、ボランティア組織、NPO法人等の各団体が連携した支援体制の検討を進める必要がある。
69	災害時要援護者登録制度	災害時に障害のある人の安否を確認し、支援・救助が円滑に行えるように要援護者の登録を推進します。聴覚障害者へのFAXによる情報提供等の実施に努めます。	防災課 生活福祉課	防災課	平成27年6月1日現在の登録者数は860人となっている。	C	災害対策基本法の改正に伴い、名簿及び全体計画や個別避難計画の作成などについて、早期に取り組む必要がある。

2 緊急時援護システム充実

70	重度障害者緊急通報制度の活用	一人暮らしの重度の障害のある人の病気や事故等の緊急時に、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムの充実を図るとともに、広報・周知に努めます。	防災課	障害福祉課	単身世帯で在宅の重度障害のある人を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、緊急通報システムの活用を行う。 設置者数 2人	A	引き続き、設置者に対しては、保守点検等を適切に行い、適切な運用に努めるとともに、制度について広報・周知に努める。
71	携帯メールサービスの活用	災害時に障害のある人に対して、携帯メールでの情報提供や連絡を行うメール配信サービスを実施します。	防災課	防災課	「昭島市携帯メール情報サービス」を継続して実施している。 登録者数 約11,500人 (平成27年6月現在)	B	「昭島市携帯メール情報サービス」への更なる加入の促進を図る。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画(第4期)期間内における方向性
72	音声以外のガイダンス	聴覚・言語に障害のある人を対象に、災害情報等を携帯電話に送信する昭島市携帯メール情報サービスの加入を進めるとともに、避難所ではプラカード等も活用します。	防災課	防災課	「昭島市携帯メール情報サービス」への加入の促進。防災訓練では、各所に筆談セットを用意している。また、「手話通訳者がいる」旨を掲示し、障害福祉課を通じて手話通訳者の派遣を受けている。	B	「昭島市携帯メール情報サービス」への更なる加入の促進を図り、防災行政無線のデジタル化を図る中でデジタルサイネージ(ネットワークに接続した電子的な表示機器)など新たな手法を取り入れる。
73	学校や体育館など避難場所の確保	学校や体育館のバリアフリー化を図るとともに、障害のある人が災害時に避難場所へ速やかに移動できるように支援体制の充実を図ります。	防災課 庶務課(学校教育部)	防災課	学校のバリアフリー化については、21校中、校舎1校、体育館18校にスロープが設置されている。また、要援護登録制度を実施しており、平成27年6月1日現在、860人が登録している。	C	登録制度を実施しているが、手上げ方式であり、名簿公表に本人同意を得るため、登録者数が伸び悩み十分な効果があるとはいえない。
74	市職員等の災害対応態勢	災害時の情報提供や連絡、避難場所への誘導など、的確かつ迅速に行えるよう、要援護者の把握に努め、市役所等での災害対応態勢を構築します。	防災課	防災課	平成25年昭島市地域防災計画の修正を行い、「災害時要援護者支援班」を設け、横断的なPTを設置し、平常時・災害時の業務を明確化した。「事業継続計画(BCP)」の策定や見直し、BCPにおける非常時優先業務に指定されている業務の具体的な実施計画を定めた「災害時業務計画」を作成し、災害発生時における初動態勢の構築に努めている。	B	

第7章 自立に向けた基盤の整備

第1節 保育・教育の充実

1 就学前教育(療育)・保育の充実

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画(第4期)期間内における方向性
75	発達障害児の早期発見と支援	発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、医療機関等と連携し、発達検診の機会を充実します。	健康課 子ども育成課 学務課	健康課	東京小児療育病院及び東大和療育センターの協力により、保健センターにおいて年16回の発達健診を実施した。 予約者数 157人 受診者数 136人(うち初診者数70人・再診者数66人) 初診者の有所見率 75.7%	B	発達健診の受診対象者に対して、全ての方が受診することができるよう、引き続き、啓発等に努める。
				子ども育成課	・保育園・幼稚園への巡回相談を実施し適切な支援につなげるよう、保育士・教諭に助言した。 延べ利用施設 H25 46施設 H26 44施設 延べ相談件数 H25 490件 H26 379件 ・児童発達支援基本計画の策定を行った。	B	・平成27年6月より学童クラブへの巡回相談を実施。 ・児童発達支援計画審議会において、(仮称)昭島市児相発達支援センター事業詳細計画を策定し、児童発達支援における中核的な拠点の整備を進める。
				指導課	幼保小連携推進委員会の活用を図り、特別支援教育推進の観点から関係機関との連携を推進を図った。	B	関係機関との更なる連携を図り、早期からの支援を充実させる。
76	統合保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、ともに育ちあうことができるよう統合保育の推進を図ります。また、障害のある子どもを受け入れる保育園の拡充を図ります。	子育て支援課	子ども子育て支援課	障害のある児童が入所している保育園については、増加傾向にある状況となっている。 平成26年3月現在 55人、16園 平成27年3月現在 62人、19園	B	各保育において、適切な保育を行うため、保育士の確保や財政措置が課題となっている。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
77	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者に対して、障害の程度や能力、意向などを踏まえて適切な教育の場を選ぶことができるよう情報の提供を図るとともに、関係機関との連携を図ります。また、保育園・幼稚園と小学校との情報連携を図り、移行情報支援に努めます。	健康課 子育て支援課 学務課	健康課	昭島市心理相談員連絡会をH26年10月に開催。指導課、健康課における心理相談員との連絡会において、それぞれにおける支援について情報交換を実施。就学に向け、心配なことなどについては、早めに気軽に相談をするよう支援を行った。就学相談や教育相談などの案内を保健センターに配布し、相談の場の周知を行った。	B	児童発達支援基本計画を踏まえ、関係機関との連携を図り、障害のある子どもの保護者に対して適切な教育の場を提供できるよう支援を行う。
				子ども子育て支援課	保育所保育要録及び幼稚園指導要録にて小学校へ連携を行っている。	B	引き続き、継続して実施するとともに、幼保小連携推進協議会を通じて小学校や幼稚園・保育園の見学による連携をする。
				指導課	保育園・幼稚園に働きかけ、就学支援シートの活用の啓発を行い、情報連携を図り就学時の移行支援に努めた。	B	幼保小連携推進委員会の活用を図り、関係機関との更なる連携を図り、就学に向けた支援を充実させる。

2 学校教育の充実と学齢期後に向けた支援

78	就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を支援します。将来の就労等も見据え、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるように障害の程度や種類に応じた就学相談・指導の充実に努めます。	学務課	指導課	就学相談の結果、26年度は75件の相談を実施し、小学校の児童23人及び中学校の生徒14人が特別支援学級又は特別支援学校に就学、転学して学んでいる。	A	就学相談における就学支援委員会の判断と保護者の意向が乖離している場合でも、児童、生徒の障害に適した就学に努める。
79	通級指導学級の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進し、学習障害 (LD) 児などを対象とする通級指導学級の充実に努めます。	学務課	指導課	難聴・言語障害により支援が必要な児童のために富士見丘小学校に「きこえとことばの教室」を、情緒障害等により支援が必要な児童・生徒のために東小学校に「大空学級」、つつじが丘北小学校に「そよかぜ学級」、拝島第三小学校に「たんぼぼ学級」、瑞雲中学校に「ずいうん学級」を開設している。	A	東京都教育庁が策定する「特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、特別支援教育の推進に努める。今後、現在の通級指導学級を拠点として、各小学校に特別支援教室の導入が予定されており、更なる充実に努める。
80	特別支援教育の実施	従来の特殊教育における対象であった障害だけでなく、LD、ADHD、自閉症スペクトラムを含めた児童・生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援教育支援員の配置を充実し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。	指導室 (学校教育部) 学務課	指導課	平成24年度に昭島市特別支援教育推進計画を策定し、平成25年度から平成29年度までの5年計画で実施している。発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒をトータルな面から支援する体制を整え、本市の目指す障害のある児童・生徒の一人一人の教育ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための特別支援教育を更に推進していく。	A	昭島市特別支援教育推進計画に基づき、平成25年度から平成29年度までの5年間に於いて事業を確実に実施していく。
81	交流教育の充実	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒や地域の人たちとがふれあい、ともに活動する機会を設けるため交流教育の充実に努めます。	指導室 学務課	指導課	学校公開日及び特別支援学級合同学習発表会等において、地域の人たちに普段の学習の成果を発表するなど、地域交流を実施している。また、副籍、居住地交流制度を活用し、居住する地域の児童・生徒とのつながりや、相互理解を進めた。	A	地域への理解、啓発の充実に努めさらに交流を深める。
82	特別支援学級保護者会介護人派遣助成事業	特別支援学級の保護者会を行うとき、派遣する介護人の費用を助成します。		障害福祉課	市内の特別支援学級 (共成小 (若草学級)・田中小 (ふたば学級)・つ南小 (杉の子学級)) の保護者会開催時に児童を介護するための介護人派遣費用に助成を行う。 延べ支払者数 32人	A	引き続き、継続して助成を実施する。
83	副籍制度の導入推進	特別支援学校に通う障害のある子どもが地域の市立小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度の導入を推進し、地域とのつながりを維持継続するとともに、制度を利用した活発な交流を図ります。	学務課	指導課	特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の小中学校 (地域指定校) で直接的、間接的に交流ができるよう支援している。 副籍交流実施者数 小学校22名・中学校7名	A	副籍交流協議会の活用により、特別支援学校と連携し、副籍制度の推進・充実に努める。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期） 期間内における方向性
84	職場実習等の就労移行支援	キャリア教育の一環として、職場体験学習を実施するとともに、体験学習を通じて、周辺市も含めて就労の機会を得られるように支援を行います。	指導室	指導課	継続して職場体験学習を実施しており、キャリア教育の推進を図り、就労移行の支援をしていく。	A	職場体験学習に理解、協力をいただけるよう事業所に働きかけ、就労移行支援を継続して実施する。
85	放課後児童健全育成	特別支援学校などへ通っている障害児が放課後、安心して活動できるような受け入れ体制の確保に努めるとともに、休日や三季休業中の対応についても検討します。	子ども育成課	子ども育成課	平成26年度は、新規で1名の申請があり、入会決定をした。現在市内22か所の学童クラブのうち3クラブで3名の特別支援学校の児童を受け入れをしている。	B	引き続き、学童クラブでの受け入れに努めるとともに、施設の整備の拡充を含め、障害のある児童卒の拡大等の受け入れを検討する

第2節 就労・雇用の支援

1 雇用の促進と就労機会の拡大

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画（第4期） 期間内における方向性
86	障害者の雇用促進	市役所において障害のある人の雇用を推進するとともに、公共機関等における障害のある人の雇用を促進します。 また、昭島市障害者就労支援センターや就労支援事業所、特別支援学校、東京労働局、ハローワークなどの労働行政機関等との連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築し、障害のある人の雇用促進を要請していきます。	職員課 生活コミュニティ課 産業活性化室	職員課	平成25年4月以降の法定雇用率（2.3%）の達成に努めた。 障害者雇用率 2.64%（平成26年6月1日現在）	B	引き続き、法定雇用率の達成に努めていく。
				産業活性化課	ハローワークからの啓発用チラシ等を窓口に配備するとともに、市内企業への訪問時には障害者の雇用促進を要請している。	C	法定雇用率達成状況の把握は困難だが、可能な限りの取組を継続していく。
87	職場の開拓	商工会と連携し、障害のある人のための新しい就労の場の創出を図ります。	産業活性化室	産業活性化課	昭島市商工会の経営指導員を介して、各企業の担当者に採用の検討を依頼している。	C	引き続き、商工会と連携し市内企業の担当者に採用の検討について依頼していく。
88	障害者の実習の受け入れ	障害のある人の雇用を促進するとともに、市役所への実習生の受け入れを進めます。	職員課	職員課	実施には、至っていない。	F	実習生の受入可能な職場等について検討を行う。
89	ジョブコーチ*付就労支援の推進	障害のある人の就労を支援するため、ジョブコーチ（援助者）付就労促進事業を推進します。また、就労のみでなく、生活のコーディネーターもあわせて実施し就労支援を行います。		障害福祉課	障害者就労支援業務 登録者数 150人 新規就職者数 19人（うち離職者数 6人） 相談件数3,041件（就職前 624件・就職後 2,417件） （就労支援 2,794件・生活支援 247件）	B	引き続き、NPO法人に対して、障害者就労支援業務を委託するなかで、一人ひとりの希望と適性に配慮した就労支援を行う。
90	就労後のアフターフォロー	市や関連機関が連携して、就労した障害のある人が安心して働き続けられるようにアフターフォローを行います。		障害福祉課	障害者就労支援業務 登録者数 150人 新規就職者数 19人（うち離職者数 6人） 相談件数3,041件（就職前 624件・就職後 2,417件） （就労支援 2,794件・生活支援 247件）	B	引き続き、NPO法人に対して、障害者就労支援業務を委託するなかで、アフターフォローの充実を図るとともに、関係機関が連携・協力して、自立に向けた日常生活に関する支援を行う。
91	展示・販売コーナーの設置	障害のある人が製作した製品を常時展示・販売するコーナーを設置します。	生活福祉課	障害福祉課	保健福祉センター（あいぼっく）内の1階にある喫茶モンパルにおいて、福祉団体等が製作した作品の展示、販売等を行った。	B	公共施設における展示・販売コーナーは保健福祉センター内の1か所の設置に留まっている状況にあり、設置場所の拡大等が課題となっている。
92	授産製品の販路拡大	障害のある人の経済的自立を支援するため、事業者の授産製品の販路拡大に努めます。		障害福祉課	平成24・25年度において東京都の補助制度を活用するなかで、市の委託事業として作業所等経営ネットワーク事業を行い、市内事業所の横の連携を深めるとともに、共同受注の促進や販売促進グッズ等の購入や販売会を実施した。	B	2年間の市の委託事業が終了し、共同販売の実施回数の減少が見受けられるが、月1回程度の定例会議は継続しており、更なる連携を深め、地域のイベントへの出店機会の拡大や市との連携を踏まえるなかで、販路拡大に向けた取組に努める。

第3節 地域での自立支援

1 地域生活を支える福祉サービスの充実

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価(A～E)	実施上の課題や次期計画(第4期)期間内における方向性
93	特別障害者手当給付事業	在宅の重度障害者で日常生活において常時介護が必要とする人に手当を支給します。		障害福祉課	年4回(5月・8月・11月・2月)に3か月分の手当を支給 特別障害者手当 26,000円/月 延べ支給人数 1,347人 障害児福祉手当 14,400円/月 延べ支給人数 504人 経過的福祉手当 14,400円/月 延べ支給人数 72人 ※手当額は平成26年4月時点	A	引き続き、対象者に対して、手当の支給を行う。
94	心身障害者福祉手当給付事業	心身に障害のある人に対し、障害の程度に応じ手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図ります。		障害福祉課	年3回(4月・8月・12月)に4か月分の手当を支給 都手当 15,500円/月 延べ支給人数 12,646人 市手当 4,000円/月 延べ支給人数 5,334人	A	引き続き、対象者に対して、手当の支給を行う。
95	遠距離入所施設訪問家族交通費助成事業	遠距離の入所施設を訪問する家族の交通費の一部を助成します。		障害福祉課	昭島市役所を起点として300km以上の地域と東京都大島町に所在している障害者施設に家族が訪問する際の交通費に対して、25,000円を上限として助成を行う。 利用者数 3人	C	利用者が少ない状況にあるが、引き続き、市要綱に基づき、交通費の助成を行う。
96	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者の生活圏を拡大するため、介護人を派遣する費用を助成します。		障害福祉課	20歳以上の重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動をすることが困難な者に対して介護人の派遣を行う。 介護人派遣者数 0人	D	平成24年度以降、利用実績がない状況であるが、引き続き、対象者が利用することができるように努める。
97	紙おむつ支給事業	紙おむつが必要な障害のある人に対して、紙おむつの支給を行います。		障害福祉課	平成14年度で廃止された、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業の対象者であり、重度障害者で常時紙おむつを必要とする人に対して、紙おむつを支給する。 支給対象者数 4人	A	紙おむつの支給方法について、利用者の利便性が向上するよう検討するとともに、引き続き、紙おむつ支給事業の対象者に対して、紙おむつの支給を行う。
98	共同生活援助・共同生活介護への支援	グループホーム・ケアホームを利用する障害のある人に対して、家賃の助成を行います。		障害福祉課	東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、市の要綱を定め、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。 助成者数 19人	A	引き続き、都要領及び市要綱に基づき、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。

2 福祉人材の養成と活用

99	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校における、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉教育・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導室	指導課	小学校の総合的な学習の時間における車椅子の体験、中学校のクラブ活動(ボランティア部)における介護施設の訪問などを実施している。	A	引き続き、継続して福祉・ボランティア教育を実施、推進する。
100	福祉・ボランティア教育方針の明確化	福祉・ボランティア教育を推進するため、教育課程に位置付けます。また、地域と連携して福祉・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導室	生活福祉課	社会福祉協議会内のボランティアセンターにおいて、夏休みボランティアの募集、参加支援を行った。また、福祉教育支援プログラムとして、福祉体験ボランティア団体の紹介をし、学校への福祉教育を支援した。	B	夏休みボランティア、福祉教育支援プログラム事業を継続して行い、学校とボランティア団体を繋ぎ、福祉教育を支援していく。
				指導課	総合的な学習の時間の中で、福祉・ボランティア体験等を実施している。	A	引き続き、継続して福祉・ボランティア教育を実施、推進する。
101	福祉・ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会において昭島市ボランティア指針に基づいて養成講座を実施していきます。	生活福祉課	生活福祉課	手話や音訳等の講座を実施し、ボランティアの養成に努めた。	B	引き続き、昭島市ボランティア指針に基づいた養成講座を実施していく。

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
102	自立生活支援事業	地域における障害のある人の自立を支援するため、障害当事者による相談(ピアサポート*)などを民間団体と協働で実施します。		障害福祉課	市内のNPO法人に補助金を交付するなかで、障害者自立生活プログラムサービスや情報提供などを行い、自らが主体性を持って生活できるようサポートに努めた。 個別プログラム 延べ利用者数 192人 参加型サービス 延べ参加者数 50人(5回実施)	B	引き続き、現状の実施方法で事業を継続して行い、個別プログラムや自立生活プログラムなどにより、自立生活を希望する人などへのサポート活動に努める。
103	ボランティアの活用	公的サービスだけでなく、地域に根ざした柔軟性のあるボランティア・サービスの活用を図ります。また、個々の団体等との組織的な連携を図るための取り組みを推進します。	生活福祉課	生活福祉課	社会福祉協議会内のボランティアセンターにおいて、個々のボランティアの取りまとめや各団体との調整を図り、ボランティア・サービスの活用を推進した。	B	引き続き、ボランティア・サービスの活用を図るため、センターにおける調整支援を実施する。

第9章 施策の推進体制の整備

1 推進体制の整備

No	事業名	内容	関連他課	担当課	平成26年度実績又は平成26年度までの実績	実施状況・評価 (A～E)	実施上の課題や次期計画 (第4期) 期間内における方向性
104	昭島市障害福祉計画の策定	障害のある人の自立支援を推進するため、自立支援サービスと障害福祉サービスの施策の展開や、必要とされるサービスの種類と量を盛り込んだ「昭島市障害福祉計画」を策定します。		障害福祉課	障害者基本法、障害者総合支援法及び国の基本指針等に基づき、第4期昭島市障害福祉計画を策定した。	—	
105	昭島市障害者自立支援推進協議会の設置	障害のある人の自立支援を円滑に推進するため、医師・学識経験者・関係機関(教育関係等を含む)・事業者・市民委員計12名で構成される「昭島市障害者自立支援推進協議会」を設置し、地域支援会議とも協力しながら、障害福祉計画や、地域の福祉施策における様々な問題についての協議を行います。		障害福祉課	第4期昭島市障害福祉計画の策定等に伴い、年4回の会議を開催した。	—	
106	障害程度区分認定審査会の適正で円滑な運営	障害の程度に応じたきめの細かいサービス提供のため「障害程度区分認定審査会」の適正で円滑な運営に努めます。		障害福祉課	平成26年4月からの障害程度区分から障害支援区分への円滑な移行を図るとともに、年12回の審査会を開催した。 審査判定件数：164件	—	
107	地域福祉ネットワーク等との相互連携	社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、サービス提供事業所、ボランティア、自治会などの地域福祉ネットワークとの双方向的な連携を強化します。		障害福祉課	社会福祉協議会、障害者福祉施設、障害福祉サービス提供事業所が加盟している昭島市障害者(児)福祉ネットワークとの懇談会等により情報共有や情報提供等を図ったが、ボランティア、自治会などとの双方向的な連携は構築できていない状況にある。	E	各団体間との連携の必要性については、認識しているが、どのような手法による連携方法が有効的なのかを検討する必要がある。
108	苦情への対応	市の障害福祉サービスに関する問題に速やかに対応するため、民間福祉事業者との協定の締結を推進し、総合オンブズパーソン制度の活用を図ります。	秘書広報課	秘書広報課	広報あきしま、市ホームページ等で制度の周知を図り、市の各施設や駅に申立書等を設置し、随時受け付けている。	B	引き続き実施する中で、苦情、相談等が発生した場合には、速やかに対応することとする。

2 計画の評価

109	昭島市障害者自立支援推進協議会でのフィードバック	本計画がプランづくりで終わらないよう、計画策定後も継続的な情報収集に努めながら「昭島市障害者自立支援推進協議会」に施策の推進状況等をフィードバックし、次期計画の見直しに備えます。		障害福祉課	第4期計画の策定過程において、第3期計画の施策の進捗状況等を報告・協議するなかで、第4期計画策定の参考とした。	E	
110	計画についての全庁的な評価会議の実施	「障害者施策庁内評価会議」を設置し、計画に基づく施策の推進状況の点検・評価を行います。		障害福祉課	「障害者施策庁内評価会議」を設置は行わなかったが、「障害福祉計画策定等庁内検討委員会」等において、第4期計画の策定過程において、施策の進行管理・評価を行い、第4期計画策定の参考とした。	F	